

議案第 8 号

里庄町公共下水道条例の一部改正について

里庄町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制の見直しの実施及び下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町公共下水道条例の一部を改正する条例

里庄町公共下水道条例（平成16年里庄町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「が1名以上専属」を「を1人以上選任」に改める。

第11条第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、岡山県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

第19条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。